

○兵庫県職業能力開発審議会条例

(昭和38年4月1日
条例第60号)

[沿革] 昭和44年10月13日条例第46号、60年10月9日第28号、平成12年3月28日第3号、13年6月13日第36号

兵庫県職業訓練審議会条例をここに公布する。

兵庫県職業能力開発審議会条例

題名改正 [昭和60年条例第28号]

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第2項の規定に基づき、兵庫県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [昭和44年条例46号・60年28号・平成12年3号・平成13年第36号]

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、関係労働者を代表する委員の数及び関係事業主を代表する委員の数は、それぞれ同数とする。

- (1) 関係労働者を代表する者
- (2) 関係事業主を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

一部改正 [昭和44年条例46号]

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期が満了した場合であっても、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行なうものとする。

一部改正 [昭和44年条例46号]

(特別委員)

第5条 審議会には、委員のほか特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 特別委員は、議決に加わることができない。

追加 [昭和44年条例46号]

(会長)

第6条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する者のうちから委嘱された委員のうちから、委員がこれを選挙する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正【昭和44年条例46号】

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正【昭和44年条例46号】

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事務について、委員を助ける。

一部改正【昭和44年条例46号】

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

一部改正【昭和44年条例46号】

○職業能力開発促進法(抜粋)

昭和四四年	七月二十八日	法律第六四号
改正 昭和四七年	六月八日	法律第五七号
改正 昭和四九年	二月二日	法律第一七号
改正 昭和五一年	五月二八日	法律第三六号
改正 昭和五三年	五月八日	法律第四〇号
改正 昭和五四年	二月二〇日	法律第六八号
改正 昭和五六年	四月二五日	法律第一〇九号
改正 昭和六〇年	六月八日	法律第五六号
改正 昭和六一年	二月二六日	法律第一〇九号
改正 昭和六二年	六月一日	法律第四一號
改正 昭和六四年	六月三日	法律第六七号
改正 平成十一年	七月二六日	法律第八七号
改正 平成十二年	七月二六日	法律第一〇二号
改正 平成十一年	二月八日	法律第一五二号
改正 平成十二年	二月二二日	法律第一六〇号
改正 平成十二年	二月二二日	法律第一二二号
改正 平成十三年	四月二五日	法律第三五号

(都道府県に置く審議会等)

第九十一条 都道府県に、都道府県知事の諮問に応じて、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することを任務とする審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。